

事務連絡
2015 年 9 月 7 日

都道府県社会福祉士会 様

(公社) 日本社会福祉士会

成年被後見人のマイナンバー通知カードの受け取り等について

マイナンバー法によるマイナンバーの通知が平成 27 年 10 月から開始されます。マイナンバーは、年金や福祉サービス、健康保険等福祉・医療分野の行政手続の際に必要となり、成年被後見人等は本人からマイナンバーを把握するとともに、厳正な管理が求められます。成年被後見人マイナンバーの通知等について、参考にしていただくため、下記の情報提供をしますので、関係会員に周知いただきたくお願いします。

- ①ばあとなあ東京では、成年被後見人のマイナンバー通知カードの受け取りについて、会員に下記の情報提供をしています。

ばあとなあ東京会員の皆様

「マイナンバー制度」について、ばあとなあ東京の会員の方から問い合わせが相次いで寄せられています。

「マイナンバー制度」については総務省のホームページ
(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/) に詳しく載っていますが、簡単にご紹介いたします。

平成 27 年 10 月以降、住民票を有する全ての人に、1 人一つの番号（12 桁）であるマイナンバー（個人番号）が「通知カード」により簡易書留で送付されていきます。

なお、住民票のある住所地で「通知カード」を受け取ることができない方は、**「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」**を 8 月 24 日から 9 月 25 日の間に、住民票のある住所地の市区町村に申請し認められた場合、登録された居所に「通知カード」が送付されることになります。

成年被後見制度の利用者では、「医療機関・施設等に長期間入院・入所が見込まれる方、かつ入院・入所期間中に住所地に誰も居住していない方」が対象として考えられます。申請にあたっては、その入院・入所先が記入する欄もあり、本人確認書など添付する書類もいくつかありますので、該当する被後見人等がいる方は早めに住民票のある市区町村に確認することをお勧めします。

また、総務省は、後見人宛てには「通知カード」は郵送しないと示しています。市区町村によっては、「後見人等宛てに事前に通知文を送り、後見人等へ届くように手続きをする」や「行政窓口で留め置きし、後見人等が取りに行く」など対応に違いがあるようですので、この件についてもご確認ください。

※「通知カード送付先に係る居所情報登録申請書」は市区町村、あるいは総務省ホームページからダウンロードすることで入手できます。
⇒添付参照

②総務省ホームページには「通知カード送付先に係る居所情報登録申請」関連の「よくある質問」で、成年被後見人の通知カードの扱いについて掲載されています。
(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/08.html)

「やむを得ない理由により通知カードの送付を受けることができない方への各種質問について」

問16 単身世帯の成年被後見人へ直接通知カードが送付されないように、成年被後見人が自らの住所等を当該成年被後見人の居所とする居所情報の登録申請を行うことができるか。

答 成年被後見人が成年被後見人の住所等に居住している場合を除き、成年被後見人の住所等を当該成年被後見人の居所として居所情報の登録申請を行うことはできない。

問25 登録対象者である成年被後見人の通知カードについて、当該者の成年被後見人が交付を受ける方法はあるか。

答 成年被後見人に係る居所情報の登録申請が行われた場合、当該者の通知カードの送付先を住民票のある市区町村の所在地（注1）とした上で、当該者の成年被後見人に来庁させ、本人確認の上、当該通知カードを交付して差し支えないとしているところであり、住民票のある市区町村に相談されたい。

注1：送付先を住民票のある市区町村の所在地（注1）とは市町村役場の所在地のことをいいます。

④代理人が各種行政手続きをする際の本人確認について、内閣府ホームページでは以下のように案内されています。

(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq4.html>)

Q4-1-2 マイナンバー（個人番号）を記載する必要のある帳票（調書・届出書類）は、いつ頃決まりますか？

A4-1-2 社会保障、国税、地方税、防災の各事務に係る関係省令によって、詳細が規定されます。国税に関する帳票などは国税庁のホームページで、社会保障に関する届出書類の様式などは厚生労働省のホームページで公表されます。（2015年4月回答）

●国税庁：<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/jyoho.htm>

●厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063273.html>

Q4-3-2 代理人から本人のマイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合は、どのように本人確認を行うのですか？

A4-3-2 代理人からマイナンバーの提供を受ける場合は、①代理権、②代理人の身元、③本人の番号の3つを確認する必要があります。

原則として、

① 代理権の確認は、法定代理人の場合は戸籍謄本など、任意代理人の場合は委任状

② 代理人の身元の確認は、代理人の個人番号カード、運転免許証など

③ 本人の番号確認は、本人の個人番号カード、通知カード、マイナンバーの記載された住民票の写しなど

で確認を行いますが、これらの方法が困難な場合は、他の方法も認められます。

詳しくは、[\[こちらの表\]](#)をご覧ください。(2014年7月回答)

なお、本QAは「民間事業者における取り扱い」の項に掲載されていますが、代理人からのマイナンバーの提供については、行政手続きの際も同様とのことです。

③実践成年後見 No57 (2015.7) に「マイナンバー制度への成年後見人の心構え」が掲載されています。なお、掲載されている記事は、平成27年5月現在の情報に基づくものですのでご注意ください。

資料2 参照

以上

連絡先

(公社) 日本社会福祉士会事務局

企画グループ 小幡 秀夫 (成年後見関連事項担当)

TEL : 03-3355-6541 FAX : 03-3355-6543 E-Mail: obata@jacsw.or.jp